

第9節 環境保全設備資金融資・環境保全対策利子補給金

1. 融 資

公害防止費用は、公害発生者による負担が原則ですが、本市では昭和42年3月に「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」を制定し、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋しています。

融資の対象は、騒音振動・水質汚濁等に係る公害防止設備の設置・改善及び工場等の移転の他、平成元年4月1日から、窒素酸化物排出量の少ない低公害自動車の普及を目的に排出ガス最新規制適合車への買換え資金等を融資対象に追加しました。

平成9年4月1日には条例を改正し、「大阪市環境保全設備資金融資基金条例」に名称を改めるとともに事業者が事業活動において積極的・先駆的に環境への負荷の少ない設備を導入する場合も新たに融資対象とし、平成18年1月から、吹付けアスベストの除去工事等を融資対象に追加しました。

平成19年4月16日に融資利率を年2.3%（アスベストについては、年1.8%）に改定しました。

平成19年9月28日をもって、環境保全設備資金融資の新規受付を終了し、平成19年10月から大阪市信用保証協会の保証付融資を対象として利子を補給する「環境保全対策利子補給金」を新たに開始しました。

（資料1 - 9 - 1 P資65）

2. 利子助成

環境保全設備資金を利用しやすくするため、「大阪市環境保全設備資金融資要綱」に基づき、融資を受けた者に対し、利子相当額の一部助成を行っています。

平成19年度においては、11件605,271円の助成を行いました。（資料1 - 9 - 2 P資65）

3. 環境保全対策利子補給金

平成19年10月の信用保証制度の変更に伴い融資制度の運営が困難となったことから、金融機関等から資金を借り入れて公害対策等を行う中小事業者を対象に利子補給を始めました。

対象事業は、大気汚染・騒音振動・水質汚濁・悪臭・産業廃棄物対策にかかる公害防止設備の導入、工場移転、土壌汚染対策、アスベスト除去等工事、最新規制適合車への買い替えとしています。

利子補給率は、借入金にかかる利子のうち1.5%を超える利子について0.8%を上限として補給していません。